

答申第 155 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 7 月 25 日付けで諮問された国民体育大会派遣旅費に係る執行伺等
一部非公開の件（諮問第 112 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成4年度から平成8年度までの国民体育大会派遣旅費に係る執行伺い及びその添付書類のうち、選手及び監督の住所並びに職員の給料表の級・号給を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成4年度から平成8年度までの国民体育大会派遣旅費（以下「国体旅費」という。）に係る49件の執行伺い及びその添付書類（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成12年6月30日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号本文に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から条例の解釈を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

実施機関である教育委員会は、本件行政文書のうち、領収証、委任状、選手団名簿に記載された選手及び監督の住所（以下「選手等の住所」という。）並びに職員旅費の執行伺いに記載された職員の給料表の級・号給（以下「級・号給」という。）を条例第5条第1号本文に該当するとして非公開としたが、本件処分は条例の解釈を誤っており、条例に違反し、不服申立人の権利利益を侵害している。

イ その他

(ア) 実施機関は、本件処分に際して、第三者に対する意見書提出の機会の付与を行うことを理由に諾否決定の期間を延長しながら、これを行

った事実がない。

(イ) 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成4年度から平成8年度までの国体旅費に係る49件の執行伺い及びその添付書類である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 選手等の住所は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 級・号給は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。

ウ 選手等の氏名及び所属団体は、国体のパンフレット等により公表されていることが確認できたものの、選手等の住所については、こうした事実が認められず、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、級・号給も同号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 第三者意見書提出機会付与の手續について

実施機関は、不服申立人から公開請求のあった平成4年度から平成8年度までの国体旅費の執行伺い49件の諾否決定に当たり、対象となる情報が多量であるため、公開・非公開の判断に時間を要すること及び国体に派遣された多数の選手等の氏名、印影等の第三者に関する情報が含まれていることから、第三者に対し、意見書提出機会付与の手續を行う必要があると考えたため、諾否決定の期間の延伸を行った。

しかし、その後、調査を進めると、国体のパンフレット等で選手等の氏

名及び所属団体が公表されていることが確認できたため、これらの情報は公開することができる」と判断し、第三者意見書提出機会付与の処理を行わなかった。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成4年度から平成8年度までの国体旅費に係る49件の執行伺い及びその添付書類である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認める場合に限って、この点に触れることとする。

(ウ) 本件行政文書に記載された選手等の住所及び級・号給は、個人に関する情報であり、既に公開されている部分の情報と照合することによって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(ア) 選手等の住所及び級・号給は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

a 実施機関は、選手等の氏名及び所属団体は国体のパンフレット等により公表されているものの、選手等の住所については、こうした事実が認められないため、同号ただし書イに該当しない旨説明している。

選手等の住所については、実施機関が説明しているとおり、国体のパンフレット等により公表されている事実は認められず、また公表することが予定されている情報とも認められないため、同号ただし書イに該当しないと判断する。

b 級・号給は、特定の職員の給料表における情報であり、教育委員会に

において、これを一般に公表している事実は認められず、また公表することが予定されている情報とも認められないため、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

a 本件行政文書に記載された選手等の住所は、公務員の職務の遂行に関する情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

b 本件行政文書に記載された級・号給は、他に容易に取得し得る情報と照合することにより、個人の所得を推測できる情報であり、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

ウ その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 7 月 25 日	諮問
8 月 8 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 8 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 26 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 15 年 3 月 17 日 (第 20 回部会)	審議
4 月 17 日 (第 21 回部会)	審議
4 月 30 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開 等理由説明を聴取
8 月 7 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 3 日 (第 26 回部会)	審議
12 月 25 日 (第 29 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年2月12日現在)(五十音順)